長生圏域における「障害者就業・生活支援センター」指定候補者募集要領

令和８年１０月３０日

１　目的

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条の規定に基づき、法第 28 条の業務を行う「障害者就業・生活支援センター」（以下「センター」という。）について、長生圏域を活動の区域とする指定候補者を募集する。

２　センターの業務

センターの業務は４（２）に定める業務とする。

３　活動の区域

長生障害保健福祉圏域（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）

４　応募資格

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

（１）支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であること。

（２）センターの業務として、次の業務を行うことができ、当該業務に必要な職員（主任就業支援担当者１名以上、就業支援担当者１名以上及び生活支援担当者１名以上）を配置している又は確実に配置できるなど、事業の実施のために必要な体制が確保できると認められること。

ア　支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整、支援対象障害者に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行うこと。

イ　支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域センター又は職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあっせんすること。

ウ　ア及びイのほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

（３）事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。十分な自主財源を有する場合以外は、国（千葉労働局）の「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」を受託及び都道府県の「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）」を受託又は両事業の受託の見込みがあること。

（４）センターが活動を行う地域にある公共職業安定所、地域センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校及び精神保健福祉センターその他の関係機関との連携が十分に可能と認められること。

（５）支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。

（６）支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした「基礎訓練」を行う併設施設又は連携施設を確保しており、当該施設等において基礎訓練を適正かつ確実に行うことが認められるものであること。

（７）職業準備訓練及び職場実習中の支援、職場定着支援等のための人的体制が確保されており、職業準備訓練及び職場実習の協力事業所の確保の見通しがあること。

（８）職業準備訓練及び職場実習の修了者の雇用の場を確保していること又は確保の見通しがあること。

（９）障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。

なお、就業に関する支援活動については、次の要件を満たしていること。

ア　当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去３年間で 10 名以上であること又はこれに準じるものであること。

ただし、現に労働局の「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者で就職した者の数が当該受託期間１年間当たり 10 名以上であること又は今後１年間において 10 名以上確実に見込めること。

イ　当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去３年間で 20 件以上であること又はこれに準じるものであること。

ただし、現に労働局の「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者に対して行った職業準備訓練及び職場実習のあっせんが当該受託期間１年間当たり 20 件以上であること又は今後１年間において 20 件以上確実に見込めるものであること。

ウ　現に労働局の「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者の職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。

（10）地元自治体の積極的な関与があること。

（11）当該法人の定款又は寄付行為において、障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱第２に掲げる業務及び障害者就業・生活

支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱第５に掲げる業務を実施することが規定されていること又は指定後速やかに定款又は寄付行為を改定できること。

(12)（２）の業務の実施（実施体制を含む）に係る計画が適切であること。

(13) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。具体的には、法第 43 条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、当該法人の事業運営に関し、当該法人に係る主務官庁、所轄庁等からの改善命令等、特段の処分を受けていないこと、その他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等業務遂行に支障を来すとされる者でないこと。

(14) 公益法人にあっては、国（千葉労働局）の「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の３分の２を下回る見込みであること。

５　応募書類

（１）障害者就業・生活支援センター事業　指定候補者申込書（様式第１号）

（２）法人の概要（様式１）

（３）障害者就業・生活支援センター事業　審査基準に係る事項（様式２）

６　説明会の開催

指定候補者の応募に当たっては、趣旨を十分に理解していただくため、説明会を次のとおり開催する予定であること。なお、**応募しようとする者は必ず参加すること**とし、参加しない者の応募は認められないこと。

（１）日　　時　令和８年１１月１３日（金）　午前１０時から

（２）場　　所　本庁舎１４階　商工労働部会議室

（３）申込方法　令和８年１１月１２日（木）までに「障害者就業・生活支援センター事業公募説明会申込書」により、メール、郵送又はＦＡＸで申し込むこと。

メール：jinzai2@mz.pref.chiba.lg.jp

郵　送：〒２６０－８６６７　千葉市中央区市場町１－１
千葉県商工労働部産業人材課障害者就労支援班宛て

ＦＡＸ：０４３－２２１－３７３０

７　応募方法等

（１）応募方法

応募書類に必要事項を記載し、関係書類を添付の上、「（３）応募先」にメールにより提出すること。

（２）応募期限

令和８年１１月２０日（金）　午後５時まで

（３）応募先

jinzai2@mz.pref.chiba.lg.jp

８　選考審査及び指定候補者の決定

指定候補者は、書面審査による第一次審査、選考委員によるヒアリング（応募内容のプレゼンテーション及び質疑応答）による第二次審査を行い決定する。なお、応募状況により、ヒアリングは実施せずに応募書類による書面審査とする場合がある。詳細は、応募資格要件を満たすと認められた応募者に別途連絡するものとし、また、審査結果については文書で連絡するものとする。

９　センターの指定

（１）指定申請

選定されたセンター指定候補者は、県が指定する指定申請書を県に提出すること。

（２）指定時期

令和９年度指定日よりセンター運営を開始するものとする。

１０　その他

（１）指定候補者となった場合でも、厚生労働省による検討の結果、採択されない場合もあること。

（２）応募に係る全ての費用は、応募者の負担とすること。

（３）応募書類は返却しない。

（４）応募書類に明らかな不備や虚偽内容が含まれていた場合には、失格になる場合があること。

障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱

第１　目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、就職を希望する障害者、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中の障害者に対し、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

第２　事業の内容

本事業は、障害者の就業・生活支援を行う団体に委託して、就職を希望する障害者、離職した障害者及び在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、以下の業務を行う事業である。

１　障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行うこと。

２　事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。

３　障害者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんすること。

４　前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、当事者団体等の関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡会議を開催するなど、これら機関との連携を図ること。

第３　支援担当者の配置

本事業を受託した法人は、運営するセンターに上記第２の業務を担当する者として、下記１及び２の要件を満たす主任就業支援担当者及び就業支援担当者を下記第４の委託先の要件に応じて配置するとともに、必要に応じて下記３の要件を満たす主任職場定着支援担当者を配置するものとする。

１　主任就業支援担当者

原則として、障害者支援の経験を７年程度以上有する者又はこれに準ずると認められる者であること。なお、障害者支援の経験のうち就労支援の経験を３年以上有することが望ましいこと。

２　就業支援担当者

次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。なお、職場適応援助者（ジョブコーチ）相当の就労支援スキルを有することが望ましいこと。

(1) 原則として、障害者支援の経験を１年以上有する者又はこれに準ずると認められる者であること。

(2) 原則として、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第４条の 11 の２に規定する基礎的研修を修了した者（以下「修了者」という。）又は初めてセンターに配置された日から１年以内に基礎的研修を修了する予定の者（以下「修了予定者」という。）であること。

（注１）令和 10 年３月 31 日までは、修了者又は修了予定者でなくとも就業支援担当者の業務に従事できることとする。

（注２）次の①から⑤までのいずれかの研修を修了した者は修了者とみなす。

① 配置型職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修

② 職場適応援助者支援スキル向上研修

③ 障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修

④ 障害者就業・生活支援センター就業支援スキル向上研修

⑤ 障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修

３　主任職場定着支援担当者

次の(1)から(5)までの要件を満たすこと。ただし、主任職場定着支援担当者として配置されてから１年経過後も継続して配置する場合には、次の(1)から(6)までの要件を満たすこと。

(1) 配置型職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者であること。

(2) 障害者の就労支援を行う法人に雇用されている者又は法人の代表者若しくは役員で、上記(1)のいずれかの研修を修了してから、職場適応援助者としての実務経験（助成金の受給実績は問わない）が１年以上の者であること。

(3) 経験の少ない職場適応援助者への支援ノウハウの伝達、指導、支援計画の策定など職場適応援助者としての支援全体のマネジメントを行うことが予定されている者であること。

(4) 直近過去３年間で、職場適応援助者として計画的に定着支援を実施した対象障害者数の合計が 10 名以上である者（ただし、過去に「主任職場定着支援担当者」として配置されていた者については、直近過去１年間のうちに、計画的に定着支援を実施した対象障害者数の合計が３名以上である者）。

(5) 職場適応援助者として、身体、知的、精神、その他障害（発達、難病等）のうち、複数の障害種別について支援を実施した経験を有する者であること（精神又はその他障害のいずれかを必ず含む。）。

(6) 「主任職場定着支援担当者」として直近過去１年間のうちに、職場適応援助者とのペア支援又は職場適応援助者や地域の支援機関に対するスーパーバイズを通じて支

援した対象障害者数と、計画的に定着支援を実施した対象障害者数の合計が５名以上であること。なお、本要件を満たせない場合は、再度本要件を満たすまで、「職場定着支援担当者」と名乗ることとする。

（注１）「職場適応援助者」とは、「配置型職場適応援助者」、「訪問型職場適応援助者」及び「企業在籍型職場適応援助者」のことを指す。

（注２）「計画的な定着支援」とは、名称の如何を問わず、支援記録に基づき支援の流れを企画・立案した上で行う定着支援をいう。

第４　委託先の要件

本事業は、一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であって、以下の基準に照らして本事業の委託先として相応しいと認められるものに対して委託して実施する。

１　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条に基づき、センターとして指定されている又は指定される見込みがあること。

２　定款又は寄付行為において、上記第２に掲げる業務を実施することが規定されていること。

３　事業を実施する地域における障害者の数等に鑑みて、本事業による支援の対象となる障害者（以下「支援対象障害者」という。）を継続して確保できる見通しがあること。

４　事業を実施する地域（小規模センター（就業支援担当者のみを配置するセンターをいう。以下同じ。）においては当該地域に隣接する地域を含む。）において、支援の対象となる障害者との信頼関係の形成、障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練を行う併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等においてかかる訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること。

５　事業を実施する地域における関係機関との関係が良好であり、円滑な連携を図ることが可能であると認められること。

６　上記第２の業務の実施（実施体制を含む）に係る計画が適切であること。

７　職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。

８　障害者の就業に関する支援活動の実績があること。具体的には、以下の要件を満たすこと。

(1)　当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去３年間で、通常センター（主任就業支援担当者及び就業支援担当者を配置するセンターをいう。以下同じ。）においては 10 名以上であること又はこれに準じるものであること、小規模センターにおいては５名以上であること又はこれに準ずるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者で就職した者の数が当該受託期間１年間当たり、通常センターにおいては 10 名以上であること又は今後１年間において 10 名以上確実に見込めること、小規模センターにおいては５名以上であること又は今後１年間において５名以上確実に

見込めること。

(2) 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去３年間で、通常センターにおいては 20 件以上であること又はこれに準じるものであること、小規模センターにおいては 10 件以上であること又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者に対して行った職業準備訓練及び職場実習のあっせんが当該受託期間１年間当たり、通常センターにおいては 20 件以上であること又は今後１年間において 20 件以上確実に見込めるものであること、小規模センターにおいては 10 件以上であること又は今後１年間において 10 件以上を確実に見込めるものであること。

(3) 現に本事業を受託している法人にあっては、センターにおける支援対象障害者の職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。

９　地元自治体の関与があること。

10　当該法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。具体的には、法第 43 条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、その他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等本事業遂行に支障を来す者でないこと。

11　公益法人にあっては、本事業を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の３分の２を下回る見込みであること。

12　上記各要件を満たすものとして、都道府県知事の推薦があること。

第５　都道府県知事の推薦

本事業の受託者を推薦する場合には、都道府県知事は、以下の資料を添えて、都道府県労働局長あて推薦するものとする。

(1) 当該法人の定款又は寄付行為

(2) 当該法人の受託することとなる事業年度に係る収支予算書及び事業計画書、並びにその前事業年度の収支決算書及び事業報告書

(3) 上記第４の１から 11 の各基準への該当状況に関する都道府県知事の意見（当該意見の理由、根拠となるデータを含む）

第６　委託契約

都道府県労働局長は、都道府県知事から上記第４の推薦があったときには、管下の公共職業安定所、地域障害者職業センター等との連携の見通しその他当該地域における職業リハビリテーションの状況を踏まえ、当該法人が本事業の委託先として相応しいと認められる場合、予算の範囲内において、「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託要綱」に基づき委託契約を締結するものとする。

第７　その他

上記のほか、本事業の実施のため必要な手続きその他の事項は、別途定めるものとする。

障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱

第１　目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

第２　実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

第３　職員の配置

センターには、生活支援を専門に担当する職員（以下「生活支援担当職員」という。）を置くものとする。

生活支援担当職員は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のいずれかの障害者の生活支援について相当の経験及び知識を有する者であり、かつ他の障害福祉についても熟知しているものであること。

生活支援担当職員は、原則として、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第４条の 11 の２に規定する基礎的研修を修了した者（以下「修了者」という。）又は初めてセンターに配置された日から１年以内に基礎的研修を修了する予定の者（以下「修了予定者」という。）であること。

（注１）令和 10 年３月 31 日までは、修了者又は修了予定者でなくとも生活支援担当職員の業務に従事できることとする。

（注２）次の①から⑤までのいずれかの研修を修了した者は修了者とみなす。

①　配置型職場適応援助者養成研修、訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修

②　職場適応援助者支援スキル向上研修

③　障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修

④　障害者就業・生活支援センター就業支援スキル向上研修

⑤　障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修

第４　対象者

本事業の対象となる者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者とする。（以下、「支援対象障害者」という。）

第５　事業の内容

生活支援担当職員は、支援対象障害者の家庭等や職場を訪問すること等により、支援対象障害者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行うものとする。

第６　事業の実施方法

１ 都道府県は、事業を適正に実施することができる社会福祉法人等を指定する。

なお、都道府県は、都道府県知事が指定した、又は指定する予定の社会福祉法人等に対して事業を委託するものとする。

２ センターに生活支援担当職員を配置する。

３ 基礎訓練（職業準備訓練の前段階として、支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練）を実施する場として、併設施設及び提携施設を確保する。

なお、センターが、基礎訓練を実施するために利用できる下記(1)～(4)の施設であって、センターの運営主体が自ら運営するものを「併設施設」といい、また、センターと連携して基礎訓練の場を提供する施設として位置付けられるものを「提携施設」という。

(1) 就労移行支援事業所
(2) 就労継続支援事業所
(3) 障害者能力開発施設
(4) その他事業が適切に実施されると認められる施設

第７　関係機関との連携

事業の委託を受けた社会福祉法人等は、事業の実施について、市町村、公共職業安定所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、特別支援学校及び小中学校等、福祉事務所、更生相談所、保健所、精神保健福祉センター、関係施設及び民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

また、協議会（就労部会等）及びハローワークの実施する地域障害者就労支援事業（チーム支援）等において有機的な連携体制を構築し、切れ目のない一貫した支援を目指し、具体的な連携を強化すること。

第８　留意事項

1 都道府県は、本事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

2 生活支援担当職員が、その業務を行うに当たっては、障害者本人の人格を十分尊重するとともに、当該障害者の身上及び家庭に関する情報については、支援業務以外に用いてはならない。

3 生活支援担当職員は、その他必要な地域生活の支援について、関係機関等との連絡調整を行う。

4 障害保健福祉圏域等のセンターが対象とする地域内の就労移行支援事業者等との役割整理・分担と密接な連携を図るとともに、就職後一定期間経過した者にかかるフォローアップについて、生活面の支援の必要性・継続性等にも配慮すること。

5 特別支援学校等から直接就職した者についても、特別支援学校等との連携により把握したうえで、必要に応じて支援の対象とすることを検討すること。

第９　費用の支弁

センターに要する費用は、都道府県が支弁するものとする。

第 10　経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。